

新温泉町後援等名義の使用承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が町以外のものの開催する事業（以下「事業」という。）に対して行う後援、協賛若しくは協力又は共催（以下「後援等」という。）の名義使用の承認に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 町が事業の趣旨に賛同し、その開催について名義の使用を認めることをもって支援することをいう。
- (2) 協賛又は協力 町が事業の企画及び運営に参画しないが、当該事業の趣旨に賛同し、物品の貸出し又は場所の提供等の支援をすることをいう。
- (3) 共催 町が事業の企画及び運営に参画し、共同主催者として責任の一部を担うことをいう。

(使用を承認する名義)

第3条 後援等において使用する名義は、「新温泉町」とする。

(後援等名義の承認を行う事業)

第4条 後援等の承認を行う事業は、次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 主催者が特定され、責任の所在が明確であること。
- (2) 法令に違反しないものであること。
- (3) 公共性があると認められること。
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利を目的としないものであること。
- (5) 原則として広く一般町民が自由に参加できるものであること。
- (6) 原則として無料で実施されるものであること。ただし、参加者から入場料等を徴収する場合にあっては、その目的及び徴収の額が適正であること。
- (7) 事業実施にあたり、公衆衛生上及び災害又は事故防止上の必要な措置が講じられていること。
- (8) 公序良俗に反しないもの又はそのおそれがないものであること。
- (9) 参加者等に対し寄附、援助等を強要しないこと。
- (10) 行政運営に支障を及ぼさないもの又はそのおそれがないものであること。
- (11) 暴力団等の利益になり、又はそのおそれがあると認められないこと。
- (12) その他後援等の承認が不相当であると認められないこと。

(後援等名義の使用方法)

第5条 後援等の承認を受けた事業の主催者は、当該事業の実施に際し、町が後援等している旨を印刷物等に表示し、又はその旨を放送等により公表することができる。

(後援等の承認申請)

第6条 後援等の承認を受けようとする事業の主催者は、事業実施日の2週間前まで

に新温泉町後援等名義使用承認申請書（様式第1号）又はこれと同様の内容を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 主催者の活動の目的及び内容が分かる書類
- (2) 事業の目的及び内容が分かる書類
- (3) 入場料、参加料その他の費用を徴収する場合にあつては、事業に係る収支予算書等
- (4) その他町長が必要と認める書類
(申請の審査及び決定)

第7条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査の上、諾否を決定し、承認するときは新温泉町後援等名義使用承認決定通知書（様式第2号）により、承認しないときは新温泉町後援等名義使用不承認決定通知書（様式第3号）により、主催者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の承認をする場合において、必要な条件を付することができる。
(事業内容変更等の申請)

第8条 前条の承認を受けた事業の主催者は、当該事業を中止し、又はその内容を変更しようとするときは、速やかに新温泉町後援等名義使用に係る内容変更等申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。ただし、天候等自然事象が起因する場合その他の町長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の申請の審査等については、前条の規定を準用する。
(承認の取消し)

第9条 町長は、後援等の承認を行った事業又はその主催者が次の各号のいずれかに該当するとき又は該当するおそれがあると認められるときは、後援等の承認を取り消すことができる。この場合において、当該取消しによって生じる主催者の損失は、一切補償しない。

- (1) 第4条各号に掲げる条件を具備しなくなったとき。
- (2) 第6条又は第8条の申請に虚偽の内容があつたとき。
- (3) 第7条第2項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の条件に違反したとき。
- (4) 事業を中止したとき。
- (5) 新温泉町の名義を傷つけ、又は信用を失墜させる行為があつたとき。

- 2 前項の取消しは、新温泉町後援等名義使用承認取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

- 3 主催者は、後援等の承認を取り消されたときは、速やかにその旨を周知するとともに、公表した印刷物等から後援等名義の名称を削除する等の適切な対処をしなければならない。

(実績報告)

第10条 後援等の承認を受けた事業の主催者は、当該事業が完了したときは、速やかに新温泉町後援等名義使用実績報告書（様式第6号）に実施内容が分かる書類を

添えて町長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年8月1日から施行する。